

## 国立大学法人琉球大学教育学部と宜野湾市教育委員会 との連携・協力に関する協定書

国立大学法人琉球大学教育学部(以下「教育学部」という。)と宜野湾市教育委員会(以下「委員会」という。)は、相互に連携・協力して教育学部の教員及び学生や委員会の所管する市立学校の教員、幼児、児童、生徒を対象とした事業を行うために、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 教育学部は、宜野湾市に所管する市立学校の教員に大学における高度な教育、研究に触れる機会を提供するとともに、宜野湾市の教育に資する調査・研究及び事業等に協力し、委員会は、教育学部の教育・研究について、調査や実践的研究の情報等の機会を提供し、所管する学校の協力が得られるように配慮する。

(事業内容)

第2条 連携・協力事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教育についての調査・研究に関すること。
- (2) 教職員の資質向上のための研修に関すること。
- (3) 所管する市立学校への学習支援活動及び学生のインターンシップに関すること。
- (4) その他、相互の協議の結果に基づき実施する事業に関すること。

(実施組織等)

第3条 教育学部と委員会は、相互に委員を選出して連携推進会議(以下「会議」という。)を設置し、連携事業の内容について協議し実施するものとする。

- 2 会議に、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は、副委員長と議題を調整の上、確定し会議を招集する。
- 4 会議の事務局は宜野湾市教育研究所に置く。

(協定期間)

第4条 この協定書の有効期間は、平成19年度の1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、両者から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

(補 則)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携事業に関し必要な事項については、両者が協議の上、別に定める。

本協定書を2通作成し、教育学部と委員会がそれぞれ署名のうえ1通を所持する。

平成19年6月28日

国立大学法人琉球大学教育学部長

會 澤 卓 司

宜野湾市教育委員会教育長

普 天 間 朝 光